

大分県立看護科学大学 第1回看護国際フォーラム

「ナース・プラクティショナーの活躍 (Dr. Harriet R. Feldman)」の講演から

粟屋 典子 Noriko Awaya, R. N. M. A.

大分県立看護科学大学 専門看護学講座 成人・老人看護学 Oita University of Nursing and Health Sciences

2000年5月23日投稿, 2000年6月14日受理

キーワード

ナース・プラクティショナー、健康教育、処方権限、臨床専門看護婦、上級実践看護婦

keywords

nurse practitioner, health teaching, prescriptive authority, clinical nurse specialist, advanced practice nurse

はじめに

ペース大学看護学部の学部長ハリエット・フェルドマン博士の講演「ナース・プラクティショナーの活躍」の概要を紹介すると共に、日本におけるナース・プラクティショナーの必要性について考えてみたい。

アメリカにおけるナース・プラクティショナー(以下NPと略)の活躍の現状

NPは1965年、コロラド大学において小児科看護婦を対象に養成が始められ、今年で養成開始から35年目に当たる。NPの教育プログラムはこの35年間に大きく発展し、NPの役割範囲や専門分野、就業の場も拡大してきている。

現在のNPは登録看護婦(RN, registered nurse)の資格を持ち、さらに上級の教育を受けており、あらゆる年齢の人々とその家族を対象に、種々の専門分野で活躍する看護職である。その業務範囲は、プライマリーケアと予防的なケア、急性期及び慢性期の状況にある人々の健康管理、健康教育、相談・助言などを行っており、限定された薬の処方や検査の指示を出す権限も持っている。具体的に述べると、健康状態のアセスメントでは正常所見と異常所見の判別やアセスメントに用いた情報の評価などを行う。急性期や慢性期の健康管理では、感染や外傷、糖尿病や高血圧の人々に対し、必要な医療行為とそれが履行される条件について医師とNPがあらかじめ協議したものの範囲内で、診断に必要な臨床検査やレントゲン検査の指示を出し、その結果を分析し、必要な薬剤の処方や処置の指示を

出している。また、人々が健康への積極的な態度を持ち、セルフケア能力を高めるように健康教育やカウンセリングも行っている。

1996年の認定状況を見ると、53,753名にのぼるRNが、NPとして国に認定されているか、あるいはNPや上級実践看護婦(advanced practice nurse)として州の認定書を持っている。年俸については、学生のためのヘルスクリニックが最も低く、外科施設が最も高くなっており、1997年の平均は52,532ドルであった。

制度に関するアメリカ合衆国全体の状況は、2州をのぞく48州にNPの資格制度があり、35の州では医師との提携を義務づけ、9つの州は医師の監督を命じている。それぞれ医師との関係は様々であるが、ほとんどの州においてNPは薬を処方する権限を持っている。

医療費の面では、NPの行うサービスに対してメディケアからの払い戻し制度が定められており、NPが医師と同等の払い戻しをメディケアから受けている。また、連邦政府はメディケイドからもNPに払い戻しをするよう州に命じている。

NPの資格を認可制にするか、免許を与えるかについて長年論争が続いているが、これまでのところでは認可制が普通である。この認可は試験によることになっているが、その他に臨床での実務期間と継続教育プログラムへの出席が条件となっている。

過去10年間にNPに関する数多くの出版物が出されている。その内容としては、コストと質の問題、ケア計画の取り決めに関すること、法的な権限の保証の

問題、実践の場に関すること、マネージド・ケアに対する払い戻しに関すること、など実務における様々な問題が取り上げられている。

アメリカ合衆国には、専門職としてのNPの組織が少なくとも13あり、そのうちの4つの組織ではNPの認定を行っている。別の4つの組織では上級実践看護に注目している。

NPの実践成果について費用効率でみると、NPの利用が十分ではないこともあって、厳しい数値が示されていることは事実である。しかし、一方では年間賞を受賞するNPもあり、実践におけるNPの優秀さは承認されてきている。

21世紀に向けての課題

1990年代には、ヘルスケアシステムの変化にあわせ、家族員全体のプライマリーヘルスケアにかかわるNPや急性期ケアのNPの必要性が高まり、看護教育機関もそれに呼応してきた。

21世紀には、上級NPの実践について国家的な基準を持つこと、上級実践看護婦の認可制度と法令を確立すること、様々な方法を用いて継続教育を推進すること、仕事をする機会を確保すること、契約関係や専門職との協力関係などに関して新しいモデルを構築すること、といった課題に取り組む必要がある。

おわりに

フェルドマン博士はアメリカ合衆国において看護職が自律的な活動を進めてきた状況をNPの発展過程を通して紹介され、さらなる看護の自律に向けた今後の課題を示された。

特に、プロフェッショナルとしてNP自らが活動の場の拡大や国民へのアピール、資格制度や支払いシステムの確立などに努力する姿を知り、われわれも専門職者としての看護職の将来像を真剣に考えなければならぬと改めて感じた。

わが国では少子高齢社会が確実に続くことになっており、看護職の役割と責務が拡大することは十分予測される。また、急速に大学における看護教育と看護学専攻の大学院の設置が進められているが、わが国において大学院・大学における看護教育が進められるようになってからまだ歴史が浅く、現在の段階では臨床専門看護師(CNS)の教育課程を持つ大学院はごく限られ、認定を受けたCNSの数も非常に少ない。NPの制度そのものが我が国にはまだ存在していないのが現状である。

今後、われわれは保健・医療・福祉の場で協働する人々や国民から高度専門職者としての看護者の必要性の承認を得るような努力を重ねる必要がある。その点からも、本講演で紹介されたアメリカ合衆国の看護職のエネルギッシュな活躍ぶりから学ぶものが多くあった。

著者連絡先

〒 870-1201

大分県野津原町廻栖野 2944-9

大分県立看護科学大学 専門看護学講座

成人・老人看護学研究室

粟屋 典子

awaya@oita-nhs.ac.jp